

十月 労働協約台債 他に並 際 準 賃 賃 能 獲 得 公 衆 事 業

根 本 日 本 労 働 者 協 会 協 約 台 債

説 明 協 約 台 債

七年度上半期の各紡織会社は莫大なる利益を上げて居るに拘はらず初任給の平均賃銀は一日二十八銭、若し工場に至つては一日二拾銭の日給を支給して食費代拾五銭を差引くものさへある。

吾等はこの資本家の賃銀引下に對し斷乎として反對し

一、紡織労働者の初任給を八拾銭に引上げること

二、現在各紡織会社の配當を五分以下に制限せしむることの爲め

三、組織なき工場への宣傳の徹底

四、賃銀値上闘争の題目に依る積極的進出

五、一切の行動は工場内だけの闘争でなくして街頭へ

六、大運動の開始

七、一切の機關を通じて社會的興奮を喚起することに努力を集中しなければならぬ。

労働協約台債 協約台債 協約台債 協約台債 協約台債

協約台債 協約台債